

議案第三号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の制定について

次のとおり特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十五年三月十二日

三朝町長 坂 出 登 巳

昭和四拾五年貳月拾貳日原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



第二章 給与、勤務時間その他の

勤務条件

第一節 報酬・費用弁償

特別職の職員で非常勤のもの

の報酬及び費用弁償に関する条

例

(昭和 年 月 日)
条例 第 号

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第二十三条第五項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの

（以下「特別職の職員」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第二条 前条に規定する報酬の額は、別表のとおりとする。

(報酬の支給)

第三条 新たに特別職の職員となつた者には、その日から報酬を支

給する。

(鳥中文)

給する。

2 前項の規定により報酬を支給する場合であつて月の初日から支給するとき以外のときの支給額は、その月の現E数を基礎として日割計算により算出した額とする。

3 前二項の規定にかかわらず、報酬の額が年額をもつて定められている特別職の職員に新たになつた者には、その職員となつた日の属する月から報酬を支給する。

第四条 特別職の職員が退職、免職その他の理由によりその職を失つたとき、又は死亡したときは、その月分までの報酬を支給する。

(費用弁償)

第五条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとし、その支給については、**特別職の職員に旅費に関する条例**（昭和二十八年三朝町条例第~~八~~八号）の規定を準用する。

3 前項に定めるものは、特別職の職員が職務を行なうため特に要した費用については、その相当額をそのつど支給する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のもの)の報酬及び費用弁償に関する条例の廃止)

2 特別職の職員で非常勤のもの)の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年三朝町条例第~~八~~八号）は、廃止する。

一三八一（一三九〇）

別表

区分	報酬の額	旅費の額
監査委員	議会の議員のうちから 選任された委員 月額 三、八〇〇円 知識経験を有する者の うちから選任された委 員 月額 六、五〇〇円	特別職の職員で常勤のもの の給与及び旅費に関する 条例（昭和四十五年三 月三十一日）に規定する 助役の旅費相当額
教育委員	委員長 年額 四、七〇〇円 委員 長 三、九〇〇円 職務代理者 委員 三、一〇〇円	
農業委員	会長 年額 四、七〇〇円 会長職務代理者 三、九〇〇円 委員 三、一〇〇円	
固定資産評価審査委員会委員	月額 一、〇〇〇円	

選挙管理委員	日額 1,000 円	・
選挙長	日額 2,000 円	・
投票管理者	日額 1,500 円	・
開票管理者	日額 1,500 円	・
投票立会人	日額 1,200 円	・
開票立会人	日額 1,200 円	・
選挙立会人	日額 1,200 円	・
法律又はこれに基づく政令で定められた附属機関の委員その他これに類する構成員	日額 1,000 円	・
条例で定められた附属機関の委員その他これに類する構成員	日額 1,000 円	・